

特定感染症予防指針について (エイズ・性感染症)

1. 位置づけ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が施行されたことに伴い、性病予防法が廃止され、平成11年4月から感染症法に基づく対策となった。

感染症法第11条において、特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症に対しては、特定感染症予防指針を策定し公表することとしている。

これに基づき、厚生労働省令において、性感染症としては、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症について、指針を策定する感染症として規定されている。

特定感染症予防指針については、少なくとも5年毎に再検討を加えることとされており、エイズに関する特定感染症予防指針（以下、「エイズ指針」という。）は平成18年3月に、性感染症に関する特定感染症予防指針（以下、「性感染症指針」という。）は平成18年11月に改正されている。

【参考】（特定感染症予防指針）

第11条 厚生労働大臣は、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該感染症に係る原因の究明、発症の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針を作成し、公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、特定感染症予防指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働科学審議会の意見を聴かななければならない。

2. 今後の進め方

- 第1回エイズ・性感染症ワーキンググループ（以下「WG」という。）（平成22年12月24日）



- 今後、WGを3～4回程度開催し、エイズ指針の改正案（※）、性感染症指針の改正案を順次策定。

※エイズ指針の改正案については、別途、エイズ予防指針作業班において検討を行った上で、WGに報告予定。



- 厚生科学審議会感染症分科会感染症部会 改正案の検討



- パブリックコメント等の手続きを経て、新指針を告示